

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈及び運用について

第1条（設置等）関係

第1条 北海道における情報公開の推進及び個人情報の保護を図るため、知事の附属機関として、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に應ずるものとする。

趣旨及び解釈

1 第1項関係

本条は、知事の附属機関としての審査会の設置について定めたものである。

2 第2項関係

本項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に應ずることを定めたものである。

第2条（所掌事項）関係

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、北海道情報公開条例の運営に関する事項を調査審議すること。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による実施機関（知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、個人情報の保護に関する法律第105条第1項に規定する審査請求について調査審議すること。
 - (4) 実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

趣旨及び解釈

1 第1項第1号関係

- (1) 本号は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「情報公開条例」という。）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「保護法施行条例」という。）の規定により審査会が処理する事項について定めたものである。
- (2) 「その権限に属させられた事項」とは、次の事項をいう。

ア 情報公開条例第10条第1項に規定する開示請求に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下この項において同じ。）が著しく大量である場合に、情報公開条例第14条第2項ただし書の規定による開示等の決定期間の延長について意見を述べること。

イ 開示決定等（情報公開条例第17条の2第1項及び保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（保護法第94条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る審査請求があった場合又は情報公開条例第10条第1項に規定する開示請求、保護法第76条第2項に規定する開示請求、保護法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは保護法第98条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合に、情報公開条例第21条第1項又は保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に係る事案を審議すること。

2 第1項第2号関係

本号は、知事の諮問に応じて、審査会が情報公開条例の運営に関する事項を調査審議することを定めたものである。

3 第1項第3号関係

本号は、保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による実施機関（情報公開条例第2条第1項及び保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、保護法第105条第1項に規定する審査請求について調査審議することを定めたものである。

4 第1項第4号関係

本号は、実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議することを定めたものである。

5 第2項関係

本項は、審査会が自ら情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方について、建議をすることができることについて定めたものである。

第3条（組織）関係

第3条 審査会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

趣旨及び解釈

本条は、審査会委員の組織について定めたものであり、審査会の委員は、知事が任命する学識経験を有する者13人以内とし、その任期は2年とすることとしたものである。

第4条（会長及び副会長）関係

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

趣旨及び解釈

本条は、審査会の会長及び副会長について定めたものであり、会長及び副会長は委員の互選によることとし、会長は審査会を代表し、会務を総理することとしたものである。

第5条（会議）関係

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、北海道情報公開条例第21条第1項又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に係る事案（以下「諮問事案」という。）等を審議する会議であって、これを公開することが適当でないと認められるものを除き、その会議を公開するものとする。

趣旨及び解釈

1 本条は、審査会の会議について定めたものであり、会議は会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととし、その議事は、出席した委員の過半数で決することとしたものである。

2 審査会は道の附属機関の一つであることから、情報公開条例第26条の附属機関等の会議の公開に関する規定が適用され、その会議は、原則として公開することとなるものである。

3 「これを公開することが適当でないと認められるものを除き」とは、審査請求に係る事案等の審議を行う場合に会議を公開すると、結果的に不開示情報を公にし、個人や法人等の利益を侵害することになるため、その場合の会議は公開しないこととした趣旨である。

第6条（部会）関係

第6条 審査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

趣旨及び解釈

審査会は、法の趣旨である簡易迅速な救済手続の実現を図るため等、必要に応じ部会を置くことができることとしたものである。

第7条（審査請求に係る審査会の調査権限）関係

第7条 審査会は、諮問事案の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、公文書（北海道情報公開条例第2条第2項に規定する公文書であって、同条例第17条の2第1項に規定する開示決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報であって、同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問事案に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第1 趣旨及び解釈

本条は、審査会が開示決定等に対する審査請求に係る諮問事案の審議のために必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

1 第1項関係

(1) 諮問実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の判断が妥当かどうか、一部開示の範囲が適切かどうか等を迅速かつ適切に判断するため、審査会の委員は開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を直接見て審理すること（いわゆるインカメラ審理）ができることとしたものである。

(2) 「必要があると認めるとき」とは、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に記録されている情報の性質等から、審査会が当該公文書又は保有個人情報を実際に見分することが、諮問事案に対しての判断を迅速かつ適正に行うために必要であると認めるときをいうものであり、その判断は審査会が行うものとする。

(3) 審査会に提示された公文書又は保有個人情報は、係争に係る情報が記録されている公文書又は保有個人情報そのものであり、情報公開条例第17条の2第4項又は保護法第85条第3項に規定する開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當であるため、何人も、開示を求めることができないこととしたものである。

2 第2項関係

前項の規定によるインカメラ審理の実効性を担保するため、審査請求のあった開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提示を審査会から求められたときは、諮問実施機関は、これに応じなければならないことを定めたものである。

3 第3項関係

(1) 本項は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の量が多く、複数の不開示情報が複雑に関係するような事案の審議では、争点を明確にし、原処分 of 適否を迅速かつ適正に判断する上で、審査請求のあった開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に記録されている情報の内容を一定の方式で分類又は整理した資料（いわゆるヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は、必要と認めるときに、諮問実施機関に対し、審査会の指定する方法により、ヴォーン・インデックスの作成及び提出を求めることができることを定めたものである。

(2) ヴォーン・インデックスの作成及び提出を求める必要性、時期及び分類の方式については、事案に即して審査会が判断することとなる。

なお、第1項と異なり、審査会の要求に対する拒否禁止の規定はないが、このことは、要求を拒否できることを意味するものではなく、むしろ、審査会の審議を迅速かつ適切に進めるために当然にこれに応じなければならないものである。

4 第4項関係

(1) 本項は、諮問実施機関に対するインカメラ審理やヴォーン・インデックスの資料要求のほか、審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や鑑定を求めなどの審査会の調査権限を定めたものである。

(2) 「参加人」とは、法第13条第4項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該不服審査手続に参加した者をいう。

(3) 「適当と認める者」とは、法第34条の「参考人」に相当する者であり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者をいう。ただし、法と異なり、当該第三者は審査会が選ぶことになる。

(4) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。

(5) 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。

(6) 「その他必要な調査」とは、例えば、諮問実施機関に対する口頭での説明要求のほか、審査請求人及び参加人からの意見聴取等をいう。

第2 運用

開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提出

第1項は、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提示を求める権限について規定しているが、これは当該公文書又は保有個人情報の提出を求めることを禁ずる趣旨ではない。

なお、審査会における審議の促進を図るため、通常の場合は、当該公文書又は当該保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（以下「行政文書」という。）の写しの提出を求めることになる。

第8条（意見の陳述）関係

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

趣旨及び解釈

本条は、審査請求人等に口頭による意見陳述の機会を付与することについて定めたものであり、法第31条と同様の趣旨によるものとする。

1 第1項関係

(1) 審査会の審議は、書面審理を原則としているが（第7条）、その例外として、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるため、審査請求人等が口頭による意見陳述を求めることができることを定めたものである。

(2) 「その必要がないと認められるとき」とは、審査会が結論を出した後に意見陳述の申出があったときなど、事案審議の効率性の確保の観点から、改めて意見を聴く必要がないと認められる場合をいう。

2 第2項関係

(1) 本項は、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに審査会に出席し、口頭による意見陳述をすることができることを定めたものである。審査会の許可については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審議の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきである。

(2) 「補佐人」とは、法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、弁護士や代理人など特別な職業や地位は特に必要ではない。

第9条（意見書等の提出等）関係

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

趣旨及び解釈

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書等の提出権を定めたものである。

- 1 本項は、審査請求人等の意見を主張・立証の機会を与えるため、審査請求人等に意見書又は資料の提出権を認めたものである。
- 2 「意見書」とは、審査請求人等の意見を記録した文書であり、「資料」とは、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- 3 「相当の期間」とは、社会通念上必要と考えられる期間であり、審査会が事案に即して判断することになる。当該期間内を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、審議の遅延防止の観点から、その受け取りを拒否することができる。

第10条（提出資料の写しの送付等）関係

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は視聴を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は視聴を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は視聴について、その日時及び場所を指定することができる。

第1 趣旨及び解釈

本条は、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等の送付並びに閲覧及び視聴を認めることを定めたものである。

1 第1項関係

本項は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的とし、審査請求人等が主張・立証のため参考となる意見書又は資料を送付することを定めたものである。

2 第2項関係

(1) 本項は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的とし、審査請求人等が主張・立証のため参考となる意見書又は資料の閲覧又は視聴を求めることができることを定めたものである。

(2) 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、第7条第3項の規定により諮問実施機関に作成及び提出を求めた資料（ヴォーン・インデックス）、第7条第4項の規定により審査請求人等に提出を求めた意見書又は資料及び第9条の規定により審査請求人等が提出した意見書又は資料をいう。

なお、開示決定等に係る公文書又は行政文書の写しは、開示の是非が争われている文書そのものの写しであるから、審査会の審議手続においてその閲覧等を求めることは当然できないものである。

(3) 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害

したり、営業秘密を明らかにしてしまうとき等をいう。

- (4) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料に不開示情報に該当する情報（閲覧を求める者が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、情報公開条例第10条第1項若しくは第2項又は保護法第78条第1項に規定する不開示情報とは完全に一致しない。）が記録されていると認められる場合のほか、閲覧請求が正当な防御権の行使ではなく、権利の濫用となる場合等をいう。また、審査会の審議がほぼ終了した段階での閲覧請求は、審査会の迅速な審議に支障を来すこととなるため、正当な理由があるとして拒否できるものとする。

3 第4項関係

審査会は、諮問事案の審議に支障が生じないように、意見書又は資料の閲覧等の日時を指定することができる。ただし、審査請求人等の主張・立証の準備に資するという本条の趣旨を損なわないように指定することが必要である。

第2 運用

意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、閲覧等を認めることにより当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合には、情報公開条例第18条又は保護法第86条に準じて、閲覧等の許可に先立ち当該第三者に意見書提出の機会を与えるなどの措置を講ずるものとする。

第11条（その他の審査会の調査権限）関係

第11条 審査会は、第2条に規定する所掌事項の審議（諮問事案に係るものを除く。）を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第1 趣旨及び解釈

本条は、審査請求以外の諮問に係る事案等を審議する場合においても、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は資料を作成及び提出すること、その他必要な協力を求めることができることについて定めたものである。

第2 運用

実施機関の職員は、情報公開条例並びに保護法及び保護法施行条例の本旨に鑑み、当然必要な協力をすることが求められる。

第12条（答申書の送付等）関係

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第2条第2号の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の諮問が審査請求に係る諮問である場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第1 趣旨及び解釈

1 第1項関係

本項は、審査会が諮問実施機関に答申したとき、又は知事に建議したときは、審査会の説明責任の観点から、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。「答申の内容」としたのは、答申書の中には、審査請求人や参加人の氏名、住所等、公表することが適当でないものが含まれているためである。

2 第2項関係

本項は、審査会が諮問実施機関に答申したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付すべきことを定めたものである。

第2 運用

答申書の送付は、速やかに行われなければならない。

第13条（秘密の保持）関係

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

趣旨及び解釈

審査会の委員の守秘義務について定めたものであり、委員は、諮問事案の審議を行うに際して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしたものである。

第14条（審査会の運営に関する必要事項）関係

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

趣旨及び解釈

審査会の運営に関する会長への委任について定めたものであり、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとしたものである。

第15条（罰則）関係

第15条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

趣旨及び解釈

本条は、インカメラ審理を行う権限を有する審査会の性格に照らし、守秘義務を担保するため、第13条の規定に違反した審査会委員の罰則について定めたものである。